環境省
Ministry of the Environment

資料３

# 特定調達品目及び判断の基準等の見直し（案）について

令和7年12月24日

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について
3. その他の検討事項・品目等

環境省
Ministry of the Environment

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

① 令和7年度における見直し品目一覧及び概要
② 2段階の判断の基準等の活用について
③ 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
④ 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
⑤ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
⑥ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

# 令和7年度における見直しの概要

環境省
Ministry of the Environment

令和7年度の検討において、

- ❍ 2段階の判断の基準の更なる活用等
  - ➔ 新たな品目の追加、繊維製品に係る基準の強化（CFP算定等、製品使用後の回収システムの構築など）、省エネルギー性能の強化等を実施
- ❍ 認定プラスチック使用製品への配慮を基本方針に反映
  - ➔ プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（4つの製品分野）について基準値1又は判断の基準として設定
- ❍ 繊維製品に係る判断の基準等の見直し（繊維to繊維の促進など）
- ❍ マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入
  - ➔ バイオマスプラスチック等の再生可能資源の活用拡大を図る観点から、マスバランス方式（バイオマス由来特性の割当）を導入
- ❍ 新規追加は**3品目**、判断の基準等の見直しを行った品目は**41品目**※

※　共通の配慮事項、バイオマス特性を割り当てるマスバランス方式に係る記載等は除く

**令和8年度からは新規追加3品目、判断の基準等の見直し41品目**
**合計22分野291品目**

# 令和7年度における新規追加・見直し品目一覧

環境省 Ministry of the Environment

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和7年度は新規追加が**3品目**、見直しが**41品目**。合計は下表のとおり**14分野44品目**

| 分　野 | 品　目 |
|---|---|
| 紙類 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー |
| 文具類 | クリアーホルダー※、クリアーファイル※、バインダー |
| 画像機器等 | スキャナ☆、トナーカートリッジ、インクカートリッジ |
| 移動電話等 | スマートフォン |
| 家電製品 | テレビジョン受信機 |
| エアコンディショナー等 | 家庭用エアコンディショナー★、業務用エアコンディショナー★ |
| 自動車等 | 自動車6品目、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油 |
| 制服・作業服等 | 制服、作業服、帽子、靴 |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス |
| 作業手袋 | 作業手袋 |
| その他繊維製品 | 集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ |
| 設備 | 太陽熱利用システム、地中熱利用システム※ |
| 公共工事 | 変圧器 |
| 役務 | 食堂★、庁舎管理★、輸配送、旅客輸送（自動車）、庁舎等において営業を行う小売業務★、飲料自動販売機設置 |

注１：※印のクリアーホルダー、クリアーファイルは新規追加品目扱い。地中熱利用システムは新規追加品目
注２：★印の5品目はフロン類の排出抑制等に関する判断の基準等を新たに設定した品目
注３：☆印のスキャナは令和7年度1年間の経過措置を設定していた品目であり、本年度で経過措置を終了
注４：自動車6品目はリニューアブルディーゼルの利用に努める旨備考に追記したが品目数には計上していない

# 新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【1/6】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 見直し内容等 |
| --- | --- | --- |
| 紙類 | トイレットペーパー※、ティッシュペーパー※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ トイレットペーパーについて製品の長尺化及び狭幅化を配慮事項に追加 |
| 文具類 | クリアーホルダー、クリアファイル（従前のファイルから分離） | ❍ 新規追加品目<br>❍ 認定プラスチック使用製品について2段階の判断の基準の基準値1として設定 |
| | バインダー | ❍ 認定プラスチック使用製品について2段階の判断の基準の基準値1として設定 |
| 画像機器等 | トナーカートリッジ※、インクカートリッジ※ | ❍ 再使用・マテリアルリサイクル率に係る判断の基準を強化（トナーカートリッジ：50%以上→60%以上、インクカートリッジ：25%以上→40%以上）<br>❍ プラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等を配慮事項に追加 |
| | スキャナ | ❍ 再生プラスチック部品等に係る過措置の終了 |
| 移動電話等 | スマートフォン | ❍ 携帯型充電器に係るシェアリングサービスの活用可能性の検討について調達者向けの留意事項に記載 |
| 家電製品 | テレビジョン受信機 | ❍ エネルギー消費効率に2段階の判断の基準を設定（2K以上4K未満の液晶テレビの区分を除く）<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用、素材代替等によるプラスチックの使用削減を配慮事項に追加 |

注：※印は本年度の検討においてカーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項に新たに設定した品目（スライド6～10において同じ）

# 新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【2/6】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 検討状況・見直し内容等 |
| --- | --- | --- |
| エアコンディショナー等 | 家庭用エアコンディショナー | ❍ 家庭用エアコンを買い換える場合には、家電リサイクル法の適用対象となることを踏まえ適正にリサイクルを実施する旨調達者向け留意事項に記載 |
| | 業務用エアコンディショナー | ❍ 常時監視システムを使用したもの（搭載は必須ではなく接続可能であること）の導入を判断の基準に設定 |
| 自動車等 | 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ | ❍ 軽油を燃料とする自動車について供給体制が整った地域からリニューアブルディーゼルの利用に努める旨記載 |
| | 乗用車用タイヤ※ | ❍ 車外騒音性能（低車外音タイヤ）について判断の基準に設定（配慮事項から「走行時の静粛性の確保」を削除） |
| | 2サイクルエンジン油 | ❍ JIS K 0102の廃止に伴う修正 |
| 制服・作業服等 | 制服、作業服、帽子、靴 | ❍ カーボンフットプリントの算定・開示かつ製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定（AND要件）<br>❍ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率の強化<br>❍ ポリエステルを除く繊維由来の再生繊維に係る判断の基準の設定<br>❍ ポリエステル混紡繊維に係る判断の基準の設定<br>❍ 植物由来合成繊維配合率の強化<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加<br>❍ 新規又は強化した判断の基準（基準値2）について1年間の経過措置の設定<br>● 靴については甲部に適用 |

# 新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【3/6】

環境省
Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 検討状況・見直し内容等 |
|---|---|---|
| インテリア・寝装寝具 | カーテン※、布製ブラインド※ | ❍ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | タイルカーペット | ❍ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定（現行のカーボンフットプリントの算定・開示とOR要件）<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | 毛布※、ふとん※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | マットレス※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| 作業手袋 | 作業手袋※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |

# 新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【4/6】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 検討状況・見直し内容等 |
|---|---|---|
| その他繊維製品 | 集会用テント※ | ❍ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | ブルーシート | ❍ カーボンフットプリントの算定・開示又は製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定（OR要件）<br>❍ 再生ポリエチレン繊維の配合率を繊維部分全体重量比から製品全体重量比に強化（50%以上）<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | 防球ネット※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | 旗※、のぼり※、幕※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| | モップ※ | ❍ 対象範囲について繊維を使用した製品であることを明記<br>❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 |
| 設備 | 太陽熱利用システム※ | ❍ エコマーク認定基準の活用<br>❍ 製品の包装又は梱包時の負荷低減及びプラスチック使用削減を配慮事項に追加 |
| | 地中熱利用システム | ❍ 新規追加品目<br>❍ 再生可能エネルギーである地中熱利用システムの導入促進 |

# 新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【5/6】

環境省
Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 検討状況・見直し内容等 |
|---|---|---|
| 公共工事 | 変圧器 | ❍ トップランナー基準の見直しに伴うエネルギー消費効率の強化 |
| 役務 | 食堂 | ❍ GAP認証又は同等のものを2段階の判断の基準の基準値1として設定<br>❍ 冷凍冷蔵庫への自然冷媒の使用又は常時監視システムを使用したものの導入を配慮事項に追加 |
| | 庁舎管理 | ❍ フロン類の漏えい防止のための常時監視システムを使用したものの導入、漏えい時の早期対応のための体制整備について調達者向けの留意事項として記載 |
| | 輸配送 | ❍ 再生プラスチックを配合したストレッチフィルムの使用を配慮事項として追加<br>❍ 軽油を燃料とする自動車についてリニューアブルディーゼルの利用可能性を検討する旨記載<br>❍ 航空機を使用する場合は持続可能な航空燃料（SAF）の利用可能性の検討する旨記載 |
| | 旅客輸送（自動車） | ❍ 軽油を燃料とする自動車についてリニューアブルディーゼルの利用可能性を検討する旨記載 |
| | 庁舎等において営業を行う小売業務 | ❍ レジ袋のバイオマスプラスチック配合率を強化（25%以上→50%以上）<br>❍ 認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準として設定<br>❍ 冷凍冷蔵庫への自然冷媒の使用又は常時監視システムを使用したものの導入を配慮事項に追加 |

# 新規追加・見直し対象品目及び検討状況等【6/6】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 検討状況・見直し内容等 |
|---|---|---|
| 役務 | 飲料自動販売機設置※ | ❍ 缶・ボトル飲料自動販売機に係るエネルギー消費効率の強化（省エネ基準達成率120%以上→125%以上、原則として年間消費電力量900kWh以下）<br>❍ 認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準として設定<br>❍ 再生プラスチックの使用を配慮事項に追加<br>❍ ゾーンクーリング機能を有することを配慮事項に追加（缶・ボトル飲料自動販売機）<br>● カーボンフットプリントの算定・開示は缶・ボトル飲料自動販売機の新造機に適用 |

# 環境ラベル（エコマーク）の活用【1/2】

環境省 Ministry of the Environment

❍ 令和7年度において判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は、以下の**7分野23品目**

| 分　野 | | 品　目 |
|---|---|---|
| 紙類 | | トイレットペーパー、ティッシュペーパー |
| 家電製品 | | テレビジョン受信機 |
| 制服・作業服等 | | 帽子、靴 |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン等 | カーテン、布製ブラインド |
| | カーペット等 | タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん |
| | 毛布等 | 毛布、ふとん |
| | ベッド | マットレス |
| 作業手袋 | | 作業手袋 |
| その他繊維製品 | テント・シート類 | 集会用テント、ブルーシート |
| | 防球ネット | 防球ネット |
| | 旗・のぼり・幕類 | 旗、のぼり、幕 |
| | モップ | モップ |
| 設備 | | 太陽熱利用システム |

# 環境ラベル（エコマーク）の活用【2/2】

環境省 Ministry of the Environment

○ これまで環境ラベル（エコマーク）の活用を行った分野又は品目は下表のとおりであり、令和8年度からは新たに**23**品目を加えた**138品目**

| 追加時期 | 品目数 | 環境ラベル活用分野又は品目 |
|---|---|---|
| 令和3年2月 | 3 | トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋 |
| 令和4年2月 | 88 | 文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃 |
| 令和5年2月 | 15 | オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム |
| 令和5年12月 | 2 | プロジェクタ、シュレッダー |
| 令和7年1月 | 7 | プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服 |
| **令和8年1月頃** | **23** | **トイレットペーパー、ティッシュペーパー、テレビジョン受信機、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス、作業手袋、集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ、太陽熱利用システム** |

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

① 令和7年度における見直し品目一覧及び概要

② **2段階の判断の基準等の活用について**

③ 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について

④ 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて

⑤ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について

⑥ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

# 2段階の判断の基準の新規設定品目一覧【1/2】

環境省 Ministry of the Environment

❍ 新たに文具類（認定プラスチック使用製品）、繊維製品及びその他の品目について2段階の判断の基準を設定

- **文具類**　クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー
- **繊維製品**　制服、作業服、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布、ふとん、集会用テント、ブルーシート
- **繊維以外**　テレビジョン受信機、食堂

| 分　野 | 品　目 | 基準値1の概要及び基準値1の要件等 |
| --- | --- | --- |
| 文具類 | クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー | ❍ 認定プラスチック使用製品<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（認定プラスチック使用製品） |
| 家電製品 | テレビジョン受信機 | ❍ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成（2K～4K未満を除く）<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） |
| 制服・作業服等 | 制服、作業服、帽子、靴 | ❍ カーボンフットプリントの算定・開示及び製品使用後の回収システムの構築（AND要件）<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等、繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築） |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん | ❍ 製品使用後の回収システムの構築<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築） |
| | タイルカーペット | ❍ 製品使用後の回収システムの構築（CFP算定開示とOR要件）<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築） |

# 2段階の判断の基準の新規設定品目一覧【2/2】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 基準値1の概要及び基準値1の要件等 |
|---|---|---|
| その他の繊維製品 | 集計用テント | ❍ 製品使用後の回収システムの構築<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築） |
| | ブルーシート | ❍ カーボンフットプリントの算定・開示又は製品使用後の回収システムの構築（OR要件）<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等、繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築） |
| 役務 | 食堂 | ❍ 持続可能な農業生産工程管理から生産された農産物等<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（GAP認証の農産物・加工品等） |

# 共通の配慮事項の設定



❍「原材料に鉄鋼が使用された物品」について共通の判断の基準に加え、新たに分野横断の共通の配慮事項を設定

| 分野横断の対象 | 判断の基準等 |
| --- | --- |
| 原材料に鉄鋼が使用された物品【p.10】<br>資料２のページ（以下同じ） | 【判断の基準】<br>❍ 基準値１は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。<br>① 削減実績量が付されていること。<br>② 原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。<br>【配慮事項】<br>❍ 温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。 |

備考）1　「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「~~グリーン~~GXスチール~~に関する~~ガイドライン」の手続に従って削減実績量が~~証書として~~付されていることをいう。

2　（略）

3　定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）~~又は、~~経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4　（略）

5　配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ１」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。

6　（略）

# 2段階の判断の基準の活用について

環境省 Ministry of the Environment

## 2段階の判断の基準の活用に係る検討

### ○ 先端的な環境物品等の初期需要創出への貢献

- ✓ 2段階基準（基準値１）を活用した品目・判断の基準の設定
  - ➢ 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）及び自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する項目を積極的に選択
  - ➢ 令和7年度は定量的環境情報（CFP）の算定・開示及び製品の回収システムの構築（特に繊維製品）や再生プラスチック等の循環性基準の導入、強化、拡充等を予定

### ○ 基準値1（より高い環境性能に基づく基準）による率先調達

- ✓ 各機関の調達方針における目標設定、レピュテーション効果が発揮される比較・公表
  - ➢ 令和7年度より各機関の調達方針の設定に当たって、基準値1及び基準値2による調達割合について数値目標の確実な設定を要請
  - ➢ 従前までの全品目の調達実績とともに、基準値1による調達実績についてフォローアップを実施し、レピュテーション効果が発揮される比較・公表を懇談会における議論を踏まえ実施

### ○ 中長期的なあり方及び基本方針への反映方策の検討

- ✓ 2050年カーボンニュートラル、循環経済等の各種目標に向けて、地球温暖化対策計画、循環基本計画、政府実行計画等の関連計画と整合する形で、グリーン購入法の中長期的なあり方について検討するとともに、可能な事項から反映
  - ➢ 「特定調達品目の見直し等に関する方針及びスケジュール」の改定
  - ➢ 環境配慮型技術や物品等を後押しする調達のあり方について配慮事項の活用を含め検討
  - ➔ 環境負荷低減効果を確認できるものの、市場普及前段階にある、通常物品の価格差の観点からコストの適正性に課題がある、全国的な供給体制に課題がある等の理由により、調達への支障がない限りこれを調達するものとする基準値1への位置づけが困難であると判断された事項については、今後、配慮事項への位置づけを併せて検討

# 2段階の判断の基準の考え方

**○基準値１の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を基本方針へ位置付け**

- 見直しに当たっては「基準値１」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値２」の水準の引き上げ **（全体のレベルアップ）**
- 各機関は「基準値１」及び「基準値２」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値１」を調達 **（基準値１の調達推進）**
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値１」及び「基準値２」による調達の取組状況を比較して公表 **（フォローアップ）**

# 現行の2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和7年1月】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 品目数 | 閣議決定年月 |
|---|---|---|---|
| 画像機器等（コピー機等3品目） | コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機 | 3 | 令和5年2月（経過措置により6年度から） |
| 家電製品（電気冷蔵庫等3品目） | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 | 3 | 平成31年2月設定<br>**令和4年2月強化** |
| エアコンディショナー等 | 業務用エアコンディショナー | 1 | 平成31年2月設定<br>**令和5年2月強化** |
| 温水器等 | ガス温水機器、石油温水機器 | 2 | 令和7年1月設定 |
| 照明 | LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く） | 1 | 平成31年2月設定 |
| 自動車等 | 小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ（乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一） | 5 | 令和3年2月設定<br>**令和4年2月強化** |
| | 乗用車用タイヤ | 1 | 令和4年2月設定 |
| インテリア・寝装寝具 | タイルカーペット | 1 | 令和5年2月設定 |
| 設備 | 太陽熱利用システム | 1 | 令和3年2月設定 |
| 災害備蓄用品 | 災害備蓄用飲料水 | 1 | 令和7年1月設定 |
| 役務 | 印刷、食堂 | 2 | 令和7年1月設定 |
| **分野横断（共通）** | **原材料に鉄鋼が使用された物品** | – | 令和7年1月設定 |

# 現行の2段階の判断の基準の既設定品目の概要等【1/3】



| 分　野 | 品　目 | 基準値1の概要及び基準値1の要件等 |
|---|---|---|
| 画像機器等 | コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機 | ❍ カーボンフットプリントの算定及び開示<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP） |
| 家電製品（電気冷蔵庫等） | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 | ❍ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫の年間消費電力量が基準値2の100/105<br>❍ 電気冷凍庫の年間消費電力量が基準値2の100/110<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） |
| エアコンディショナー等 | 業務用エアコンディショナー | ❍ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成（ビル用マルチエアコンは冷媒のGWPに係る基準達成でも可）<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）<br>➔ 新たな評価軸の追加（ビル用マルチエアコンについては配慮事項の格上げ） |
| 温水器等 | ガス温水機器、石油温水機器 | ❍ 潜熱回収型ガス温水機器、潜熱回収型石油温水機器<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） |
| 照明 | LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く） | ❍ エネルギー消費効率が基準値2の120/100<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）<br>➔ 新たな評価軸の追加（各種制御機能など省エネルギー効果の高い機能の具備、配慮事項の格上げ） |
| 自動車等 | 小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ | ❍ 電動車等<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（自動車の電動化推進） |
|  | 乗用車用タイヤ | ❍ 転がり抵抗係数が7.7以下（基準値2は9.0以下）<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） |

# 現行の2段階の判断の基準の既設定品目の概要等【2/3】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 基準値1の概要及び基準値1の要件等 |
|---|---|---|
| インテリア・寝装寝具 | タイルカーペット | ❍ カーボンフットプリントの算定及び開示<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP） |
| 設備 | 太陽熱利用システム | ❍ 集熱器の日集熱効率が区分別の基準値2より強化<br>➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化） |
| 災害備蓄用品 | 災害備蓄用飲料水 | ❍ 賞味期限10年以上<br>➔ 現行の判断の基準（基準値2は賞味期限5年以上）の強化（数値的強化） |
| 役務 | 印刷 | ❍ 印刷事業者に求める要件（OR要件）<br>✓ 環境マネジメントシステムの認証、環境報告書等の作成・公表、グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定取得事業者（工場）<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（EMS、グリーンプリンティング・環境推進工場認定制度等）<br>❍ 印刷物に求める要件（OR要件）<br>✓ カーボンフットプリントが算定・開示された印刷物、カーボンオフセットされた印刷物<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等） |
| 役務 | 食堂 | ❍ 環境負荷低減への取組が「見える化」された農産物等<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（みどりの食料システム戦略）<br>❍ 有機農業により生産された農産物等<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（有機農業の推進） |

# 現行の2段階の判断の基準の既設定品目の概要等【3/3】

環境省 Ministry of the Environment

| 分　野 | 品　目 | 基準値1の概要及び基準値1の要件等 |
|---|---|---|
| 分野横断 | 原材料に鉄鋼が使用された物品[注1注2] | ❍ 原材料に鉄鋼が使用された物品の要件（AND要件）<br>✓ 削減実績量[注3]が付された鉄鋼であること<br>✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること<br>➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（GXの推進） |

注１：原材料に鉄鋼が使用された物品には役務分野及び公共工事分野の品目は対象に含まれない

注２：基準値1の要件を満たす鉄鋼（以下「GXスチール」という。）が原材料に使用された物品の判断の基準への適合状況の詳細は後述（当該品目に係る判断の基準を満たすことが適合の前提）

注３：鉄鋼製品については業界のガイドラインに従うものを採用するが、日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討する

Ministry of the Environment 環境省

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

① 令和7年度における見直し品目一覧及び概要

② 2段階の判断の基準等の活用について

③ 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について

④ 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて

⑤ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について

⑥ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

# 認定プラスチック使用製品への配慮について

環境省 Ministry of the Environment

## プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討等

- プラスチック資源循環法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）は、同法第10条に基づき、**グリーン購入法において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮**することが必要
  - ✓ 令和7年7月24日に4つの製品分野※に関する**設計認定の基準**が告示されたところ
    - ※ 清涼飲料用ペットボトル容器、文具（クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー）、家庭用化粧品容器（シャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープのボトル等容器及びフィルム容器）及び家庭用洗浄剤容器（洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤、台所用洗剤のボトル等容器又はフィルム容器）
- 「**令和6年度プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会**」を設置し、**令和7年3月19日に開催**（座長：奥委員）

  【議　題】 グリーン購入法における認定プラスチック使用製品の配慮のあり方等について<br>認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等の見直しについて<br>検討スケジュール

  - ✓ 設計認定基準の策定・告示に先立ち、令和6年度末に今後上市が予想される**認定プラスチック使用製品の調達の推進を促すための配慮**について議論

# 【参考】認定プラスチック使用製品への対応

環境省
Ministry of the Environment

## プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス

**プラスチック使用製品設計指針**

令和４年1月19日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

製品分野ごとの設計認定基準の策定

**設計認定基準WG（令和6年10月28日）**

| | |
|---|---|
| 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項の検討 | 業界団体、経済産業省<br>事業所管省庁 |
| 「設計認定基準WG」での設計認定基準の策定 | 経済産業省<br>事業所管省庁 |

プラスチック使用製品の設計認定

| | |
|---|---|
| プラスチック使用製品の申請 | プラスチック使用製品製造事業者等 |
| 審査・設計認定（認定プラスチック使用製品への認定番号付与等） | 経済産業省<br>事業所管省庁 |

**設計認定基準案**が示されたことから、

- 専門委員会においてグリーン購入法における配慮のあり方について検討
- 設計認定基準案を踏まえ、対象品目及び判断の基準等について検討。令和7年度の基本方針改定に向けた方向性

**プラスチック資源循環法第10条第1項**

グリーン購入法基本方針の改定

特定調達品目検討会

**認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会（令和7年3月19日開催）**

# 設計認定基準の策定済の4製品分野の整理

環境省
Ministry of the Environment

<table>
<tr><th>製品分野等</th><th>関連する特定調達品目</th><th>検討事項・配慮の方向性等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">クリアーホルダー<br>クリアーファイル</td><td>文具類共通・ファイル</td><td rowspan="4">現行の特定調達品目に<u>一致する</u>製品分野<br>○ 当該品目における設計認定基準及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準注１）を比較の上、判断の基準等の見直し（基準値1に位置づけ）を検討<br>➢ プラスチックの代替により異素材に置き換えられる場合、従来製品への配慮が必要（紙製のファイル・バインダー等）<br>○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討<br>➢ 文具については役務分野の小売業務において配慮</td></tr>
<tr><td>役務：小売業務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">バインダー</td><td>文具類共通・バインダー</td></tr>
<tr><td>役務：小売業務</td></tr>
<tr><td rowspan="5">清涼飲料用ペットボトル</td><td>役務：会議運営</td><td rowspan="9">現行の特定調達品目に<u>一致しない</u>製品分野<br>○ 新規品目として追加の適否の検討<br>➢ ペットボトル入り清涼飲料水は会議運営や食堂においてワンウェイのプラスチック製の製品・容器包装を使用しないこととされていることから新規品目としない<br>➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗浄剤製品は家庭用の製品であり一般に国等の調達対象となる業務用ではないこと、洗浄剤等の製品の内容物に係る基準の検討が必要であることから新規品目としない<br>○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討<br>➢ ペットボトル入り清涼飲料水については役務分野の小売業務及び飲料自動販売機設置において配慮<br>➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗浄剤製品については役務分野の小売業務において配慮</td></tr>
<tr><td>役務：食堂</td></tr>
<tr><td>役務：小売業務</td></tr>
<tr><td>役務：自動販売機設置</td></tr>
<tr><td>災害備蓄用品（飲料水）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープ（全て家庭用製品）の本体容器又は詰替・付替容器（ボトル製若しくはフィルム製）</td><td>役務：小売業務</td></tr>
<tr><td>役務：清掃</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洗濯用洗剤注２、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤注２、台所用洗剤（全て家庭用製品）の本体容器又はフィルム製の詰替・付替容器</td><td>役務：小売業務</td></tr>
<tr><td>役務：清掃</td></tr>
</table>

注１：主要材料がプラスチックの場合の文具類共通の判断の基準は、<u>再生プラスチック</u>がプラスチック重量の<u>**40%以上**</u>又は<u>バイオマスプラスチック</u>であって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準は<u>より高い環境性能</u>となっている
注２：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外

# バインダーに係る判断の基準等【基準値1の設定】

環境省 Ministry of the Environment

| 品　目 | 判断の基準等 |
| --- | --- |
| バインダー<br>【p.14】 | 【判断の基準】<br>● 次のいずれかの要件を満たすこと。<br>① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値１はアを、基準値２はイを満たすこと。<br>ア．認定プラスチック使用製品であること。<br>イ．再生プラスチックがプラスチック重量の40％以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20％以上使用されていること。<br>② 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。<br>③ 上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。<br><br>【配慮事項】<br>❍ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 |

# 小売業務に係る判断の基準等【該当製品の取扱い】

環境省 Ministry of the Environment

| 品　目 | 判断の基準等 |
| --- | --- |
| 庁舎等において営業を行う小売業務<br>【p.96】 | 【判断の基準】<br>❍ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。<br>①～⑤　【略】<br>⑥ 認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考１５に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。<br><br>【配慮事項】<br>①～⑥　【略】 |

（前　略）

備考）１５　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。

ア．ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

イ．文具のうち、クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーであって、本基本方針「３．文具類」に示す各品目に係る基準値１を満たすこと。

ウ．家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープであって、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。

エ．家庭用洗浄剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であって、家庭用洗浄剤容器が認定プラスチック使用製品であること。

環境省
Ministry of the Environment

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

① 令和7年度における見直し品目一覧及び概要
② 2段階の判断の基準等の活用について
③ 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
④ 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
⑤ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
⑥ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

Ministry of the Environment 環境省

# ④　繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて

- ❍　繊維製品における環境配慮の取組の方向性等
- ❍　制服・作業服等に係る判断の基準等の見直し
- ❍　インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し
- ❍　作業手袋に係る判断の基準等の見直し
- ❍　その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

# 繊維製品に係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

## 繊維製品における環境配慮の取組の方向性

- 環境省は令和2（2020）年度より、原材料の調達から生産、流通、着用、廃棄までのライフサイクルにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境、ファッションに関わる人や社会に配慮したサステナブルファッションの取組を開始
- 経済産業省は「繊維製品における資源循環システム検討会」における議論を経て、令和6（2024）年3月にJIS環境配慮設計に基づいた「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」を策定するとともに、同年6月に「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」において、環境配慮等のサステナビリティへの対応等の課題について具体的な施策の検討を実施したところ
- その中で、2030年度に向けた「繊維製品における資源循環ロードマップ」を作成し、繊維製品における環境配慮設計の推進として、環境配慮設計のJIS化、環境配慮設計された繊維製品の公共調達による普及（グリーン購入法の活用）、LCA・CFPの算出・評価のための手順書の整備等が掲げられている

上記ロードマップ等を踏まえ、**脱炭素、資源循環等の観点からも環境負荷の低減に寄与するための検討**を実施。その結果を**判断の基準等の見直しに適切に反映**

# 資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性



## 回収

- **繊維リサイクルに協力する環境整備**（生活者、事業者、行政）
- 自治体の**グッドプラクティスの収集・整理**（行政）
- リサイクル技術を有した事業者の**自治体への発信**（行政）
- 事業者等の故衣料品等を**循環利用する計画の認定**と**認定事業者に対する支援措置**の検討（行政）
- **広域認定制度の周知**及び**制度活用**に向けた検討（事業者、行政）
- **回収拠点の整備**（事業者、行政）

## 販売

- **表示ルールの整備**と**標準化**（JIS化）の検討（事業者、行政）
- **海外制度との調和**（ISO化の検討）（事業者、行政）
- **新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇**（行政）
- アパレル企業等が**情報開示**に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討（事業者、行政）
- **国民の意識醸成**に向けた国の責務の法的な位置づけの検討（消費者、事業者、行政）

## 分別・繊維再生

- 分別・選別の効率化に向けた**自動選別技術の開発**（事業者、大学、行政）
- **トレーサビリティ情報のデジタル化**に関する取組の推進（事業者、大学、行政）
- 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けた**コスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化**（事業者、大学、行政）
- 複合素材繊維の**分離・再生技術の開発**（事業者、大学、行政）
- 超臨界無水型脱色加工技術等の**水消費量の少ないプロセスの開発**（事業者、大学、行政）

## 設計・製造

- **「環境配慮設計ガイドライン」の策定**と**法制度上の位置づけの検討**（事業者、行政）
- **繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化**（事業者、行政）
- ガイドライン準拠製品に対する**新たな表示のあり方**、**製造事業者に対する支援措置**の検討（行政）

資料：「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書（2023年9月28日）

# 繊維製品における資源循環ロードマップ

環境省
Ministry of the Environment

**2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成**を目指し、そのための**KPI**を設定。
まずは、それぞれの項目で**2030年度をターゲットイヤーとした個別目標**を達成していく。

## 衣料品の回収量の増加に向けた制度整備

- 自治体や事業者のグッドプラクティスを収集・整理（環境省）
- 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進（環境省）

家庭から廃棄される衣類の量の2020年度比 **25%削減**

## 資源循環システム構築に資する技術基盤の整備

- 選別・分離 再資源化 技術開発 → 複合素材繊維の選別・分離・再資源化にむけた実証研究 → 事業化
- リサイクルプロセスの環境負荷低減

手放される衣料品のうち、繊維to繊維リサイクルで **5万トン**を処理

## 繊維製品における環境配慮設計の推進

- 環境配慮設計の国内規格（JIS）化の推進 → 国際規格（ISO）化の推進
- **グリーン購入法特定調達品目での対応を通じた環境配慮設計製品の公共調達での普及**
- LCA・CFP 算出手順書の整備 → 大学・試験研究機関等における人材育成・技術指導支援

環境配慮設計ガイドラインの企業普及率 **80%**

## アパレル産業における情報開示の推進・グリーンウォッシュ対策

- 「情報開示ガイドライン」策定・取組の推進 → 取組状況の確認・更なる取組の検討
- 環境配慮設計製品の表示方法・評価方法の検討 → 方法の決定 → 表示・第三者評価の運用開始
- 消費者教育・意識醸成の推進

国内主要アパレル企業の情報開示率 **100%**

**必要に応じて追加の取組・対応の強化を検討**

**資源循環システムの構築**

**適量生産・適量消費の達成**

### 参考：欧州における対応の方向性

- ESPR施行（未使用繊維製品の廃棄禁止、環境配慮設計の要件化、リサイクル繊維等の定義、DPP等）
- CSRDに基づく情報開示の義務化

「持続可能な繊維戦略」ターゲットイヤー

2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2040（年度）

資料：「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」（2024年6月25日）

# 繊維製品における環境配慮設計ガイドライン

環境省 Ministry of the Environment

- 繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、2024年3月に策定。事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等、国内外の動向を踏まえつつ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定した。
- 今後は、ガイドラインの普及を図りつつ、規格化等を見据えた検討を進めていく。

## 環境配慮設計項目一覧

1.環境負荷の少ない原材料の使用
2.GHG排出抑制、省エネルギー
3.安全性への配慮
4.水資源への配慮
5.廃棄物の抑制
6.包装材の抑制
7.繊維くずの発生抑制
8.長期使用
9.リペア・リユースサービスの活用
10.易リサイクル設計
11.繊維製品のリサイクル

## 今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 環境配慮製品の普及を促進するため、政府による**グリーン購入法の活用等**の検討。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- **ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法**、**第三者機関による評価等を検討**する。

# 【参考】国内向け再生PET樹脂利用量の推移

環境省
Ministry of the Environment

- **2023年度**における**ボトルtoボトル**への利用量は**214.6千㌧**（2022年度比**27.1%増**）であり全体の**54.7%**（2012年度の占有割合は**13.1%**）
- **繊維用途**への利用量は**28.6千㌧**（同**35.2%減**）であり全体の**7.3%**（同**40.7%**）

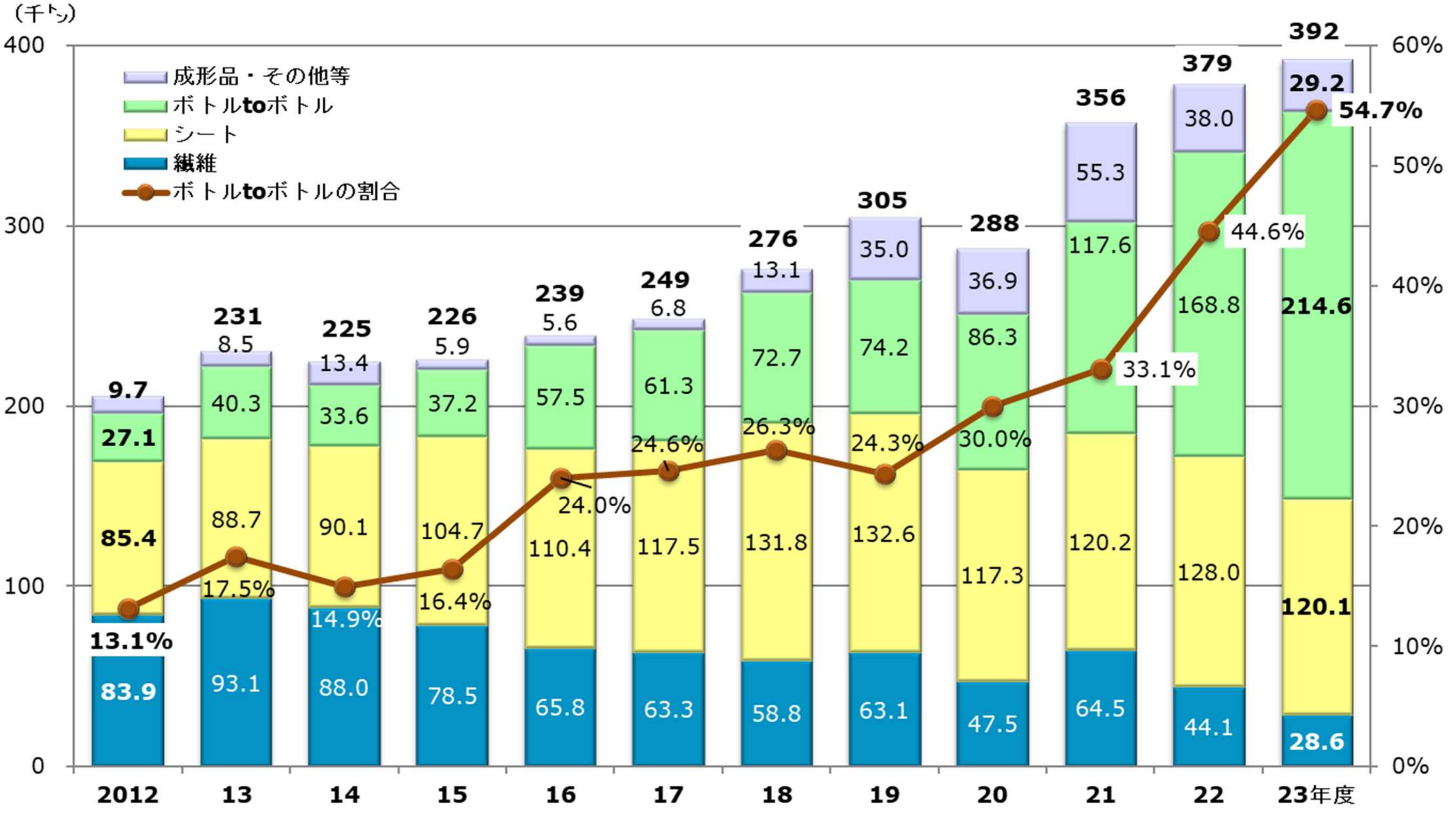


注：「ボトルtoボトル」は食品用PETボトル用途の量。「成形品・その他等」には輸出向けペレット及び包装フィルム等を含む

資料：PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2024」他

# 制服・作業服等に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ❍ 制服、作業服、帽子、靴 【p.45】

- 制服・作業服は法施行当初から特定調達品目
- 現行の判断の基準は、繊維部分全体重量比※の再生PET樹脂配合率（原則として25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
  ※ 以下の繊維製品に係る判断の基準における配合率は、特に記載のない限り原則として「繊維部分全体重量比」を表す
- 帽子は平成22年2月に特定調達品目に追加され、制服・作業服と同様の判断の基準を設定
- 靴は平成29年2月に特定調達品目に追加され、制服・作業服と同様の判断の基準を設定（ただし、使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による配合率の緩和措置は適用しない）

▼

- 新たに<u>2段階の判断の基準</u>を設定、<u>基準値1</u>として2つの要件（**AND**基準）
  - ✓ <u>カーボンフットプリントの算定・開示</u>
  - ✓ <u>製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築</u>
- 再生PET由来のポリエステル繊維配合率を25%以上から<u>**50%以上**</u>に強化

# 制服・作業服等に係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

（つづき）

- 新たに故繊維から得られるポリエステル繊維を除く繊維製品由来の再生繊維に係る判断の基準を設定
  ➔ 繊維部分全体重量比**5%以上**
- 新たにポリエステル繊維と他の繊維からなる混紡繊維に係る判断の基準を設定
  ➔ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率がポリエステル繊維重量比**50%以上**、かつ、繊維製品由来の再生繊維がポリエステルを除く繊維部分全体重量比**5%以上**
- 植物由来合成繊維の配合率を強化
  ➔ 繊維部分全体重量比25%以上から**30%以上**、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率**12%以上**
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.103（制服、作業服及び帽子）、No.143（靴））**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率及び植物由来合成繊維配合率に設定していた緩和措置を終了
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加
- 新たに設定又は強化した判断の基準（基準値2）については**令和8年度1年間の経過措置**を設定

# インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ① カーテン、布製ブラインド 【p.50】

- カーテンは法施行当初から、布製ブラインドは平成19年2月から特定調達品目
- 現行の判断の基準は再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

---

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
  ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ② タイルカーペット 【p.53】

- タイルカーペットは平成17年2月から特定調達品目に追加
- 現行の判断の基準は未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料合計が製品全体重量比25%以上を設定
- 令和5年2月にカーボンフットプリントの算定・開示を2段階の判断の基準の基準値1として設定するとともに、カーボン・オフセットされた製品であることを配慮事項として設定

- <u>2段階の判断の基準</u>の<u>基準値1</u>の選択肢を追加（**OR**基準：CFPは既設定済）
  - ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
  - ✓ <u>製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築</u>
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として<u>エコマーク認定基準（商品類型No.104）</u>を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ③ ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん 【p.53】

- ニードルパンチカーペット及び織じゅうたんは法施行当初から、タフテッドカーペットは平成17年2月から特定調達品目
- 現行の判断の基準は未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料合計が製品全体重量比25%以上を設定。また、ニードルパンチカーペットは、 植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
- 令和5年2月にカーボンフットプリントの算定・開示及びカーボン・オフセットされた製品であることを配慮事項として設定

- 新たな判断の基準（**OR**基準）として<u>**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**</u>を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- ニードルパンチカーペットは製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による植物由来合成繊維の配合率に設定していた緩和措置を終了
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ④ 毛布 【p.56】

- 毛布は法施行当初の平成13年度から特定調達品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
  ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ⑤ ふとん　【p.56】

- ふとんは平成14年2月から特定調達品目に追加
- 現行の判断の基準は、令和2年2月に側地又は詰物の再生PET樹脂配合率を25%以上から50%以上に強化。併せて故繊維由来ポリエステルも10%以上から25%以上に強化（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）、再使用した詰物80%以上を設定

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
  ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

## ⑥ マットレス 【p.59】

- マットレスは平成14年2月から特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定。また、フェルトはすべて未利用繊維又は反毛繊維であることを設定

- 新たな判断の基準（**OR**基準）として<u>エコマーク認定基準（商品類型**No.130**）</u>を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

# 作業手袋に係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

## ○ 作業手袋 【p.62】

- 作業手袋は法施行当初の平成13年度から特定調達品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率50%以上、ポストコンシューマ材料50%以上（平成20年2月に追加）、未利用繊維50%以上（平成30年2月に追加）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）のいずれかであることを設定（製品全体重量比）

- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.103）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 判断の基準の「ポストコンシューマ材料」を「故繊維」に変更
  ➔ 故繊維から得られる繊維が製品全体重量比50%以上
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ① 集会用テント 【p.64】

- 集会用テントは平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による緩和措置有）

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
  - ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率及び植物由来合成繊維配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ② ブルーシート　【p.64】

- ブルーシートは平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生ポリエチレン配合率50%以上を設定

- 新たに2段階の判断の基準を設定（**OR**基準：いずれかを満たす）
  - ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
  - ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築
- 新たな判断の基準（**OR**基準）としてエコマーク認定基準（商品類型No.128）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ③ 防球ネット 【p.67】

- 防球ネットは平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、再生ポリエチレン配合率50%以上、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.105）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ④ 旗、のぼり、幕 【p.69】

- 旗、のぼり及び幕は平成22年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として<u>エコマーク認定基準（商品類型**No.105**）</u>を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ⑤ モップ 【p.71】

- モップは平成22年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計が25%以上又は製品の使用後の回収・再使用システムを構築のいずれかを設定

- 対象範囲として繊維を使用した製品であることを明記
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104又はNo.167）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

① 令和7年度における見直し品目一覧及び概要

② 2段階の判断の基準等の活用について

③ 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について

④ 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて

⑤ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について

⑥ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

# マスバランス方式の導入について

環境省
Ministry of the Environment

## マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入

- プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）においては、3R＋Renewableを基本原則として掲げ、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入すること（マイルストーン）を目指すとされている
- このマイルストーンの達成に向けては、バイオマスプラスチックの調達、バイオマスプラスチック使用製品の製造コスト等の課題があることから、マスバランス方式※の導入はその解決策の一つとなり得るものである
  ※原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てる方式
- マスバランス方式は、既存の製造工程が利用可能、追加投資を抑えることが可能、更に幅広い樹脂の種類の製造が技術的に可能であることなどが特徴
- 一方、導入に当たってはいくつかの課題もあり、令和6年9月に環境省から「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」が提示されているところ（**次スライド参照**）

**グリーン購入法**において**バイオマスプラスチック等の再生可能資源の活用を拡大**させる観点から、**マスバランス方式を導入**するものとする。ただし、導入に当たっては、上記の**基本的な考え方**に示された**３つの要件を満たすことが必要**であり、**第三者機関によるサプライチェーンのトレーサビリティに関する評価・認証**が必須となる

# マスバランス方式の活用に関する考え方

環境省
Ministry of the Environment

## プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方

令和6年9月 環境省

バイオプラスチックや再生プラスチックの利用をマスバランス方式を用いて行う場合には、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、以下の３要素を満たすことが必要。

### ① 環境効果の把握

マスバランス方式を採用する前提として、そもそもバイオプラスチックや再生プラスチックを利用することによる**環境負荷低減の効果（環境価値）**を、LCA等の専門家とも相談しながら**適切に把握**すること。

＋

### ② 環境価値の適正な管理

**サプライチェーン上の環境価値のインプット・アウトプット**を、必要に応じてサードパーティによる評価・認証も活用しながら、**適正に管理**すること。

＋

### ③ 適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、**ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解**するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた**適切な表示・コミュニケーション**を行うこと。

# 判断の基準等の見直し内容【文具類の備考 p.15】

環境省 Ministry of the Environment

（前　略）

備考）１２　「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。い、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。

## プラスチックに係るマスバランスの管理、認証制度について

バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックをグリーン購入法において導入する場合には、以下の3つの要件を満たすことが必要であり、特に②の環境価値の適切な管理を行うに当たっては、第三者機関による認証制度を活用することが不可欠である

① 環境効果の把握：LCAによる環境負荷低減効果の定量化

② 環境価値の適正な管理：サプライチェーン全体におけるトレーサビリティの確保

③ 適切な表示・コミュニケーション：消費者への正確な情報提供、グリーンウォッシュ対策

- ✓ 国際的な認証制度としてISCC PLUS、REDcert$^2$、RBSなどがあり、これらの**第三者機関によるサプライチェーンのトレーサビリティの評価・認証が必要**。なお、第三者認証は前記の認証制度に限定するものではない

# マスバランス方式を導入する分野・品目一覧

環境省 Ministry of the Environment

## バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック又は合成繊維に係る判断の基準等の見直し分野・品目一覧

| 分　野 | 品　目 | 判断の基準 | 配慮事項 |
|---|---|---|---|
| 文具類 | 金属を除く主要材料がプラスチックの製品 | ○ | ○ |
| オフィス家具等 | 金属を除く主要材料がプラスチックの製品 | ○ | |
| 電子計算機等 | 電子計算機 | ○ | ○ |
| | 磁気ディスク装置 | | ○ |
| | 記録用メディア | ○ | |
| オフィス機器等 | 電子式卓上計算機 | ○ | |
| 移動電話等 | 携帯電話、PHS、スマートフォン | ○ | ○ |
| 家電製品 | テレビジョン受信機 | | ○ |
| 自動車等 | 乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ | | ○ |
| 制服・作業服等 | 制服、作業服、帽子 | ○ | |
| | 靴 | ○ | ○ |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス | ○ | |
| 作業手袋 | 作業手袋 | ○ | |
| その他繊維製品 | 集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕 | ○ | |
| 役務 | 庁舎等において営業を行う小売業務 | ○ | |
| | クリーニング | | ○ |
| ごみ袋等 | プラスチック製ごみ袋 | ○ | ○ |

注：マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック又は合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない

# 1. 本年度の見直しのポイントについて

① 令和7年度における見直し品目一覧及び概要
② 2段階の判断の基準等の活用について
③ 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
④ 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
⑤ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
⑥ カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

# 令和7年度のCFP算定・開示等の設定品目

環境省
Ministry of the Environment

- カーボンフットプリントを算定した製品又はカーボン・オフセットされた製品等について引き続き対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
  - 「カーボンフットプリント ガイドライン」を踏まえた対応を促進
- 令和7年度においては下表の**24品目**について**カーボンフットプリントの算定・開示等**を新たに判断の基準又は配慮事項として設定
  - 制服、作業服、帽子、靴及びブルーシートについては、カーボンフットプリントの算定・開示を**2段階の判断の基準の基準値1として設定**
  - 上記5品目以外の品目については、**配慮事項として設定**

| 分　野 | 品　目 | 分　野 | 品　目 |
|---|---|---|---|
| 紙類 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー | 作業手袋 | 作業手袋 |
| 画像機器等 | トナーカートリッジ、インクカートリッジ | その他繊維製品 | 集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ |
| 自動車等 | 乗用車用タイヤ | 設備 | 太陽熱利用システム |
| 制服・作業服等 | 制服、作業服、帽子、靴 | 役務 | 飲料自動販売機設置 |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス | | |

# 【参考】CFP等の判断の基準等への設定状況



## 現行のカーボンフットプリント又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

| 分野又は品目 | カーボンフットプリント | カーボン・オフセット | 閣議決定年月注３ |
|---|---|---|---|
| 文具類（全85品目） | 配慮事項 | ― | 令和5年2月 |
| オフィス家具等（全12品目） | 配慮事項 | 配慮事項 | 令和5年2月 |
| コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機 | **基準値１** | 配慮事項 | 令和5年2月 |
| プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |
| プロジェクタ | 配慮事項 | ― | 令和5年12月 |
| シュレッダー | 配慮事項 | ― | 令和5年12月 |
| 一次電池又は小形充電形電池 | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |
| 携帯電話、PHS、スマートフォン | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |
| テレビジョン受信機 | 配慮事項 | ― | 令和5年2月 |
| 電気便座 | 配慮事項 | ― | 令和5年2月 |
| 電子レンジ | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |
| ストーブ | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |
| 温水器等（全4品目） | 配慮事項 | ― | 令和5年12月 |
| LED照明器具、電球形LEDランプ | 配慮事項 | 配慮事項 | 令和5年2月 |
| LEDを光源とした内照式表示灯 | 配慮事項 | 配慮事項 | 令和5年12月 |
| 消火器 | 配慮事項 | ― | 令和5年2月 |
| 金属製ブラインド | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |
| タイルカーペット | **基準値１** | 配慮事項 | 令和5年2月 |
| ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん | 配慮事項 | 配慮事項 | 令和5年2月 |
| 印刷注２ | **基準値１** | **基準値１** | 令和7年1月 |
| プラスチック製ごみ袋 | 配慮事項 | ― | 令和7年1月 |

注１：共通の判断の基準の「原材料に鉄鋼が使用された物品」は当該物品に使用している鉄鋼のCFPの算定・開示が必要
注２：印刷については基準値1としてCFPの算定・開示された印刷物又はカーボン・オフセットされた印刷物を設定（OR要件）
注３：閣議決定の年月はCFP又はカーボン・オフセットを新たに判断の基準等に設定した時期

環境省
Ministry of the Environment

1. 本年度の見直しのポイントについて

**2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について**

3. その他の検討事項・品目等

# 衛生用紙に係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

## ○ トイレットペーパー、ティッシュペーパー　【p.11】

- トイレットペーパー、ティッシュペーパーの衛生用紙については、その用途から使用後のリサイクルが不可能であるため、資源の有効利用の観点から、古紙パルプ配合率100%を判断の基準として設定しているところ
- トイレットペーパーについては、グリーン購入法の施行当初の平成13年度から、ティッシュペーパーについては、翌14年2月からそれぞれ特定調達品目となっているが、これまで判断の基準等の改定は未実施
- 業界においては物流における効率化、環境負荷低減等の観点から、製品又は梱包のコンパクト化などの取組が検討されているところ

- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.108）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- トイレットペーパーの長尺化、狭幅化（サイズ変更）を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

# カートリッジ等に係る判断の基準等の見直し

環境省 Ministry of the Environment

## ○ トナーカートリッジ、インクカートリッジ 【p.21】

- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについては、平成19年2月に特定調達品目に追加された品目
- 判断の基準については使用済み製品の回収システムの構築や回収部品の再使用・マテリアルリサイクル、再資源化、単純埋立ての回避等の資源循環に係る基準、トナー・インクの化学安全性に係る基準等が設定されているところ
- これまで国内外の環境政策や環境規制の動向を踏まえ、数次にわたり、有害物質の制限や資源循環に係る判断の基準等の見直しを実施してきたところ
- 令和3年2月にタイプⅠ環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用を判断の基準として追加

- プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再使用・マテリアルリサイクル率を強化
  - ➔ トナーカートリッジは50%以上から**60%以上**、インクカートリッジは25%以上から**40%以上**
- プラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等について配慮事項に追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
  - ➔ 本体機器において消耗品を含めてカーボンフットプリントの算定・開示している場合は単体で算定・開示している場合と同等とする

# テレビジョン受信機に係る判断の基準等の見直し①

環境省 Ministry of the Environment

## ○ テレビジョン受信機 【p.31】

- テレビジョン受信機については、平成28年2月に省エネ法の多段階評価基準の改定に伴い、判断の基準等に係る見直しを実施したところ
- 令和3年度の検討において、令和3年5月に施行されたトップランナー基準の適用について検討したところであるが、測定方法が変更されこと等から、エネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る暫定的な判断の基準を設定したところ（令和4年度に再検討）
- 令和4年度は、2026年度目標のトップランナー基準に対応した製品の供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を設定。併せて、カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として設定

- エネルギー消費効率について**2段階の判断の基準を設定**（液晶テレビの2K以上～4K未満の区分を除く）
- 新たな判断の基準（**OR**基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.152）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの使用、素材代替等によるプラスチック使用削減を配慮事項に追加

# テレビジョン受信機に係る判断の基準等の見直し②

環境省 Ministry of the Environment

## テレビジョン受信機に係る判断の基準【基準値1及び基準値2を含む】

| 区　分 | 基準値1 | 基準値2 |
|---|---|---|
| 2K未満（区分a） | トップランナー基準達成 | トップランナー基準75%達成レベル |
| 2K～4K未満（区分b） | トップランナー基準達成<br>（2段階の判断の基準の設定なし） | |
| 4K以上（区分c） | トップランナー基準達成 | トップランナー基準80%達成レベル |
| 有機EL（区分d） | トップランナー基準達成 | トップランナー基準88%達成レベル |

# 乗用車用タイヤに係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

## ○ 乗用車用タイヤ　【p.42】

- 乗用車用タイヤは平成18年2月に特定調達品目として追加
- 平成22年2月において転がり抵抗に係る判断の基準を設定し、燃費性能を高めるタイヤの調達の推進を図ってきたところ
- 令和2年度及び3年度において判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への普及状況を踏まえ、転がり抵抗に係る基準の強化等について検討を行い、令和4年2月の基本方針から転がり抵抗に係る2段階の判断の基準を設定
- タイヤ騒音については自動車タイヤ業界の自主的取組として令和5（2023）年1月より「低車外音タイヤのラベリング制度」の運用を開始し、低車外音タイヤの普及促進を図っているところ

▼

- 車外騒音性能（低車外音タイヤ）に係る判断の基準を設定
  ➔ 国際基準のUN/ECE Regulation No.117-02のタイヤ騒音基準を満たす低車外音タイヤ
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

# 太陽熱利用システムに係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

## ○ 太陽熱利用システム 【p.73】

- 太陽熱利用システムはグリーン購入法施行当初から特定調達品目
- 当初は導入を推奨する品目として設定し、数値基準は設定していなかったが、平成21年2月より判断の基準を設定し、平成27年2月には集熱効率の強化、平成30年2月には使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等、平成31年2月には空気集熱式集熱器に係る判断の基準の追加等を実施したところ
- 令和4年2月に太陽集熱器のJIS規格（JIS A 4112）の改正に伴う見直しを実施するとともに、日集熱効率の基準について、2段階の判断の基準を設定

- 新たな判断の基準（**OR**基準）として<u>**エコマーク認定基準（商品類型No.154）**</u>を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の包装又は梱包における負荷低減、素材代替等によるプラスチック使用削減を配慮事項に追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 設備の長期使用等の観点から、適切な点検保守・修理及び維持管理、必要な設備更新の実施に係る検討、使用済みのシステムの撤去・廃棄時に留意すべき内容等を調達者向けの留意事項として追記

# 地中熱利用システムの新規追加

環境省
Ministry of the Environment

## ○ 地中熱利用システム 【p.75】

- 地中熱は場所を問わず一年を通して安定利用が可能で、空調・給湯及び融雪等において大きな省エネルギーが図れる熱源
- 環境基本計画（令和6年5月閣議決定）において地中熱を含む再生可能エネルギー熱の最大限の活用を図ることが、また、政府実行計画（令和7年2月閣議決定）では、地中熱を利用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入することが明記されているところ
- 地中熱利用システムを新規に特定調達品目として追加することにより、国及び独立行政法人等が率先して地中熱を導入することを呼び水とし、地方公共団体や民間企業等へ地中熱の一層の普及が進むことが期待

- 特定調達品目として新規追加
- 再生可能エネルギーである地中熱利用システムの導入促進を図る観点を最優先に判断の基準等を設定

# 地中熱利用システムに係る判断の基準等

| 品　目 | 判断の基準等 |
|---|---|
| 地中熱利用システム<br>【p.75】 | 【判断の基準】<br>❍ 地中熱（地下水熱を含む。）を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと。<br><br>【配慮事項】<br>① 地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。<br>② 地中熱利用ヒートポンプシステムの効率（成績係数）が高いこと。<br>③ ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。 |

備考）　「地中熱（地下水熱を含む。）」とは、地中浅部の一年を通して温度が安定している地中（地下水を含む。）の熱を利用するものをいう。

# 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の見直し

環境省
Ministry of the Environment

## ❍ 飲料自動販売機設置 【p.99】

- 飲料自動販売機設置は平成22年度に特定調達品目検討会の下に分科会を設置して品目追加に係る検討を開始。平成23年2月に特定調達品目として追加
- 判断の基準等については以降複数回の改定を重ねており、現行の判断の基準は令和3年2月に設定※されたもの
  - ※ 缶・ボトル飲料自動販売機の年間消費電力量に係る判断の基準は<u>トップランナー基準の**120%**達成レベル</u>かつ<u>**1,000kWh/**年以下</u>
- 国等の機関における缶・ボトル飲料自動販売機の総設置台数は3～4千台（国内出荷台数の約2%）で推移。判断の基準等の強化・見直しにより、地方公共団体や民間への波及効果を含め、大きな環境負荷の低減効果が期待

- 全国の普及状況及び国等の機関の調達の9割以上を占める缶・ボトル飲料自動販売機に係るエネルギー消費効率に係る判断の基準を強化
- 認定プラスチック使用製品の取扱いを判断の基準に設定
- 資源循環、循環性基準の導入、強化等の観点から、プラスチック部品を使用している場合の再生プラスチック可能な限りの使用を配慮事項に追加
- ゾーンクーリング機能を配慮事項として設定（缶・ボトル飲料自動販売機）
- 缶・ボトル飲料自動販売機の新造機についてカーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項に追加

# 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等①

環境省
Ministry of the Environment

| 品　目 | 判断の基準等 |
| --- | --- |
| 飲料自動販売機設置【p.99】 | 【判断の基準】<br>①　缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア．エネルギー消費効率達成率が**125%以上**であること。<br>イ．エネルギー消費効率が**900kWh以下**であること。ただし、エネルギー消費効率達成率が**140%以上**のものにあっては、エネルギー消費効率が**1000kWh以下**であること。<br>②～⑨　【略】<br>⑩　缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考１１に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。<br><br>【配慮事項】<br>①　【略】<br>②　自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。<br>③～⑤　【略】<br>⑥　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。<br>⑦　缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、ゾーンクーリング機能を有すること。<br>⑧～⑪　【略】 |

# 飲料自動販売機設置に係る判断の基準等②

環境省
Ministry of the Environment

（前　略）

備考）１１　「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第60号）第８条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。

・ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

## 省エネ基準達成率及び年間消費電力量の強化

| 判断の基準の項目 | 現行の判断の基準 | 判断の基準見直し案 |
|---|---|---|
| エネルギー消費効率達成率（省エネ基準達成率） | 120%以上 → | 125%以上 |
| エネルギー消費効率（年間消費電力量） | 1,000kWh以下 → | 900kWh以下※ |

※省エネ基準達成率が**140%以上**の場合は年間消費電力量が**1,000kWh以下**でも可

# 省エネ基準達成率及び年間消費電力量の分布



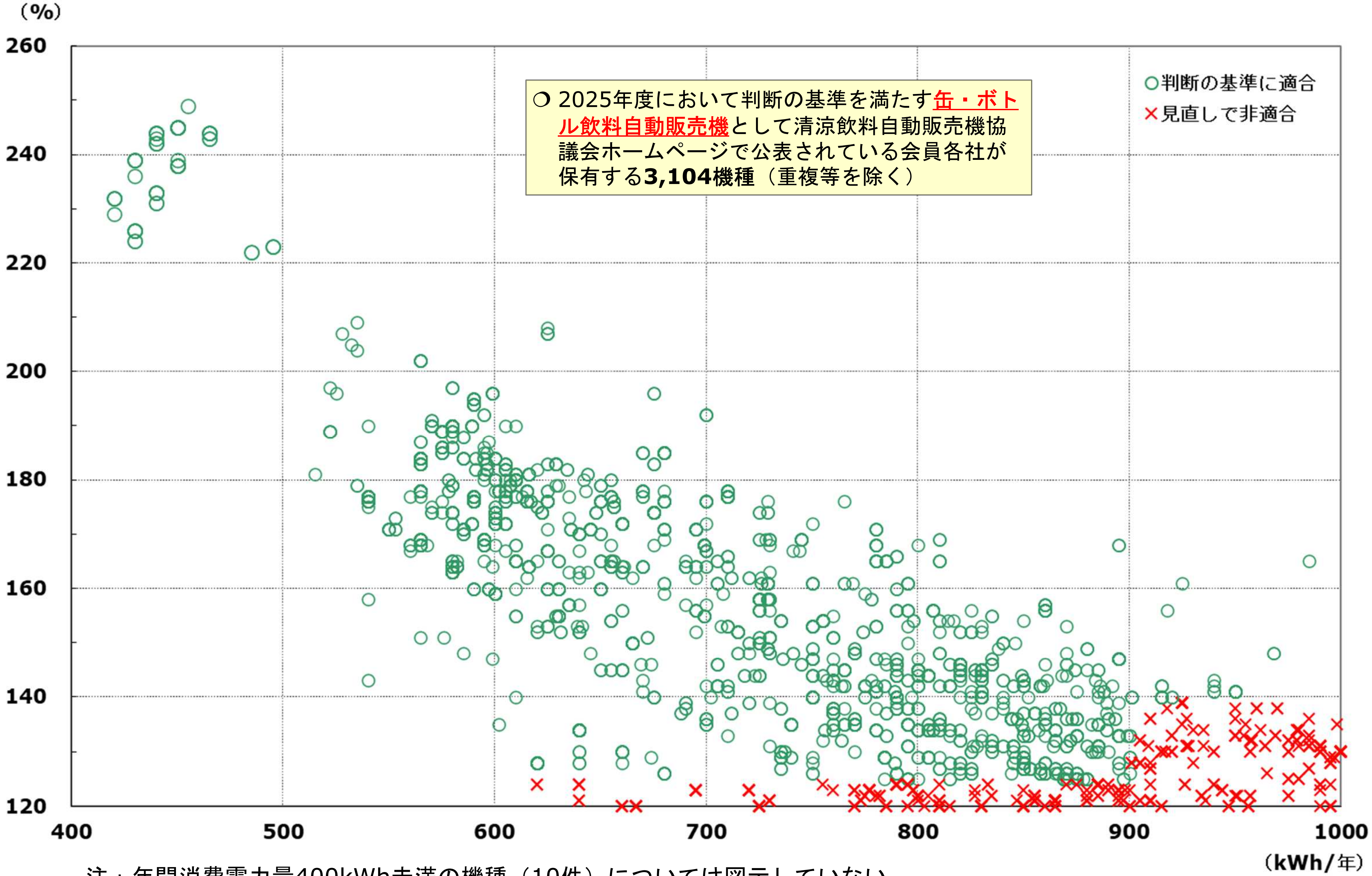


注：年間消費電力量400kWh未満の機種（10件）については図示していない

資料：清涼飲料自動販売機協議会「2025年度グリーン購入法適合機種」一覧より作成

# フロン排出抑制【エアコン、冷凍冷蔵機器等】

環境省 Ministry of the Environment

## フロン類の排出抑制対策に関連する品目に係る判断の基準等の見直し

| 分野 | 品目 | 判断の基準等の見直し |
|---|---|---|
| エアコンディショナー等 | 家庭用エアコンディショナー | ❍ 家庭用エアコンを買い換える場合には、家電リサイクル法の適用対象となることを踏まえ適正にリサイクルを実施する旨**調達者向け留意事項**に記載 |
| | 業務用エアコンディショナー | ❍ 常時監視システム（搭載は必須ではなく接続可能であること）を使用したものを**判断の基準**に設定 |
| 役務 | 食堂 | ❍ 冷凍冷蔵機器を使用する場合は、自然冷媒のもの又は常時監視システム（搭載は必須ではなく接続可能であること）を使用したもの（フロン類を冷媒に使用する場合）であることを**配慮事項**に追加 |
| | 庁舎管理 | ❍ 空気調和設備又は熱源設備等の冷媒としてフロン類を使用している場合のフロン類漏えい対策として常時監視システムの導入及び漏えい時における早期対応が可能な体制の整備について検討する旨**調達者向け留意事項**に記載 |
| | 庁舎等において営業を行う小売業務 | ❍ 冷凍冷蔵機器を使用する場合は、自然冷媒のもの又は常時監視システム（搭載は必須ではなく接続可能であること）を使用したもの（フロン類を冷媒に使用する場合）であることを**配慮事項**に追加 |

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について
3. その他の検討事項・品目等

# その他の検討事項・品目等

環境省 Ministry of the Environment

## （1）分野横断的見直し

- プラスチック資源循環法、循環型社会形成推進計画、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

## （2）経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

| 経過措置等設定品目 | 経過措置等の内容 | 対応（案） |
| --- | --- | --- |
| スキャナ | 再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（循環性基準）について1年間の経過措置を設定 | 終了 |
| 乗用車 | エアコンディショナーの冷媒の地球温暖化係数150以下について令和9年3月31日までの経過措置を設定 | 継続 |